

○厚生労働省告示第百二十八号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現にこの告示による改正前の厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（以下「旧告示」という。）により実施する先進医療（旧告示第二の三及び六並びに第三の七十及び七十六に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療
	一 (略) (削る)		
	二 三次元形状解析による体表の形態的診断	二 三次元形状解析による体表の形態的診断	
	イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患	イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患	
	ロ 施設基準	ロ 施設基準	
	(1) 主として実施する医師に係る基準	(1) 主として実施する医師に係る基準	
	① 専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。	① 専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。	
	② 形成外科専門医（一般社団法人日本形成外科学会が認定したもの）をいう。）、脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）、眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）、口腔外科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）であること。	② 形成外科専門医（一般社団法人日本形成外科学会が認定したもの）をいう。）、脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）、眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）、口腔外科学会が認定したもの）をいう。（以下同じ。）であること。	
(2)	③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。	③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。	
	④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として三例以上の症例を実施していること。	④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として三例以上の症例を実施していること。	
	保険医療機関に係る基準	保険医療機関に係る基準	



- ① (略)  
 ② 実施診療科において、放射線治療専門医であつて、放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。  
 ③ (略)  
 ④ (略)  
 ⑤ (略)  
 ⑥ (略)  
 ⑦ (略)  
 ⑧ (略)  
 ⑨ (略)  
 ⑩ (略)  
 ⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査に応じること。

六| (削る) (12) (略)  
 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

ロイ  
施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準  
 (2) 脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。）であること。

- ① (略)  
 ② 実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。  
 ③ (略)  
 ④ (略)  
 ⑤ (略)  
 ⑥ (略)  
 ⑦ (略)  
 ⑧ (略)  
 ⑨ (略)  
 ⑩ (略)  
 ⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されいること。

八| (削除) (12) (略)  
 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

ロイ  
施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準  
 (2) 脳神経外科専門医であること。

- 七| (削除) (12) (略)  
 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

ロイ  
施設基準

- (1) (略)  
 (2) (略)  
 (3) (略)  
 (4) (略)

- 九| (削除) (12) (略)  
 定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価

ロイ  
施設基準

- (1) 定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価  
 (2) 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状  
 (3) 骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍搔爬術後のもの

- 十| (削除) (12) (略)  
 実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。  
 十一| (削除) (12) (略)  
 実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。  
 十二| (削除) (12) (略)  
 実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。  
 十三| (削除) (12) (略)  
 実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。  
 十四| (削除) (12) (略)  
 実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。

- (1) 主として実施する医師に係る基準  
 (2) 専ら整形外科に従事し、当該診療科について六年以上の経験を有すること。  
 (3) 整形外科専門医（公益社団法人日本整形外科学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）であること。

- (1) 主として実施する医師に係る基準  
 (2) 専ら整形外科に従事し、当該診療科について六年以上の経験を有すること。  
 (3) 整形外科専門医（公益社団法人日本整形外科学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）であること。

十一

歯周外科治療におけるバイオ・リジエネレーション法

ロイ  
(略)  
施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

(2) ① (略)  
② 歯周病専門医（特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したもの）をいう。又は口腔外科専門医（公益社団法人日本口腔外科学会が認定したもの）であること。

③・④ (略)

十二 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

ロイ  
(略)  
施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

(2) ① (略)  
② 血液専門医（一般社団法人日本血液学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）、消化器病専門医（一般財團法人日本消化器病学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（二本

十五

歯周外科治療におけるバイオ・リジエネレーション法

ロイ  
(略)  
施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

(2) ① (略)  
② 歯周病専門医（特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したもの）をいう。又は口腔外科専門医であること。

③・④ (略)

十六 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

ロイ  
(略)  
施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

(2) ① (略)  
② 血液専門医（一般社団法人日本血液学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）、消化器病専門医（一般財團法人日本消化器病学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（二本

(2) ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。  
⑤ ④ (略)  
③ (略)  
② (略)  
① ④ 保険医療機関に係る基準  
整形外科及び放射線科を標榜していること。  
診療放射線技師が配置されていること。  
医療機器保守管理体制が整備されていること。  
医療安全管理委員会が設置されていること。  
当該療養について五例以上の症例を実施していること。

般社団法人日本消化器外科学会が認定したもの。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したもの。）又は乳腺専門医（一般社団法人日本乳癌学会が認定したもの。）であること。

十三 | (削)  
      (2) (略)  
      (3) • (略)  
      (4) (略)

般社団法人日本消化器外科学会が認定したもの。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したもの。）又は乳腺専門医（一般社団法人日本乳癌学会が認定したもの。）であること。

十八 | (略)  
      (2) (略)  
      (3) • (略)  
      (4) (略)

EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）

対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

EBウイルス感染症（免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。）

(1) 施設基準

主として実施する医師に係る基準

① 専ら内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。

② 総合内科専門医（一般社団法人日本内科学会が認定したもの。）又は小児科専門医、外科専門医（一般

社団法人日本外科学会が認定したもの。）又は小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。  
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準  
① 内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科を標榜していること。  
② 臨床検査技師が配置されていること。

③ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

## 十四

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術  
（略）  
ロイ 施設基準

主として実施する医師に係る基準

① 眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したもの）  
いう。（以下同じ。）であること。

（削る）  
（2）  
（略）  
（3）  
（5）  
（略）

## 十九

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術  
（略）  
ロイ 施設基準

主として実施する医師に係る基準

① 眼科専門医であること。

（1）  
（2）  
（3）  
（5）  
（略）

## 二十

フェニルケトン尿症の遺伝子診断  
対象となる負傷、疾病又はそれらの症状  
フェニルケトン尿症、高フェニルアラニン血症又はビオプロテリ  
ン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損症

ロイ 施設基準

主として実施する医師に係る基準

① 専ら小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験  
を有すること。

② 小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師とし  
て症例を実施していること。

（2）  
（1）  
保険医療機関に係る基準  
小児科を標榜していること。

臨床検査技師が配置されていること。

医療機器保守管理体制が整備されていること。

倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実  
施するときは、必ず事前に開催すること。

医療安全管理委員会が設置されていること。

医療安全管理委員会が設置されていること。  
当該療養について症例を実施していること。

十五〇十七  
(削る)

(略)

保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外のこと	<p>(2)  </p> <p>① 主として実施する医師に係る基準</p> <p>(イ) 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>(ロ) 血液専門医であること。</p> <p>(ハ) 当該療養について三年以上の経験を有すること。</p> <p>(イ) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。</p>	
	<p>② 保険医療機関に係る基準</p> <p>小児科を標榜していること。</p> <p>(ホ) 実施診療科において、血液専門医の経験を五年以上有する常勤の医師が三名以上配置されていること。</p> <p>(ヘ) 臨床検査技師が配置されていること。</p> <p>(ト) 病床を十床以上有していること。</p> <p>(ホ) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。</p> <p>(リ) 医療機器保守管理体制が整備されていること。</p> <p>(チ) リハビリ委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するとときは、必ず事前に開催すること。</p> <p>(ヌ) 医療安全管理委員会が設置されていること。</p> <p>° 当該療養について二十例以上の症例を実施していること</p>	

(削る)

業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準	
①	(イ) 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上経験を有すること。
②	(ロ) 血液専門医であること。
③	(イ) 小児科又は内科を標榜していること。
④	(ロ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑤	(ハ) 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従つて検体の品質管理が行われていること。
⑥	(イ) (1)に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関であること。
⑦	(ロ) 当該保険医療機関が受託して行つた検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること。
二十六	イ 施設基準
(1)	対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
①	脊椎感染症
②	最小侵襲椎体椎間板搔爬洗浄術
③	主として実施する医師に係る基準
④	専ら整形外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
⑤	整形外科専門医であること。
⑥	当該療養について三年以上の経験を有すること。
⑦	当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として八例以上の症例を実施しており、その

うち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例

を実施していること。

(2) |  
保険医療機関に係る基準

整形外科を標榜していること。

実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

麻酔科標榜医が配置されていること。

診療放射線技師が配置されていること。

病床を二十床以上有していること。

当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦ 当直体制が整備され、専ら整形外科に従事する医師が当直を行つてていること。

⑧ 緊急手術体制が整備されていること。

⑨ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること

⑩ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬ ⑭ 届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、

地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二十七及び二十八 削除

二十九 M E N 1 遺伝子診断

二十八 (略)

ロイ 施設基準

十八 (削る)  
M E N 1 遺伝子診断

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 内分泌代謝科専門医（一般社団法人日本内分泌学会が認定したもの）をいう。）、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したもの）をいう。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したもの）をいう。）又は臨床遺伝専門医であること。

(削る) (2) ② (略)

③ (略)

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 内分泌代謝科専門医（一般社団法人日本内分泌学会が認定したもの）をいう。）、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したもの）をいう。）又は臨床遺伝専門医であること。

(2) ② (略)  
③ (略)

三十  
金属代替材料としてグラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた三ユニットブリッジ治療  
イ対象となる負傷、疾病又はそれらの症状  
臼歯部中間欠損（臼歯部のうち一歯が欠損し、その欠損した臼歯に隣接する臼歯を支台歯とするものに限る。）

口  
施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 補綴歯科専門医（公益社団法人日本補綴歯科学会が認定したもの）をいう。）であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) |  
保険医療機関に係る基準

① 歯科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の歯科医師が配置されていること。

③ 歯科衛生士及び歯科技工士が配置されていること。

④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

十九・二十  
(削る)

(略)

医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦(6)(5)当該療養について五例以上の症例を実施していること。  
届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局长等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三十一・三十二 (略)

三十三 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術  
イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状  
甲状腺がん（未分化がんを除き、甲状腺皮膜浸潤及び明らかなリンパ節腫大を伴わないものに限る。）

口 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

② 甲状腺外科専門医（日本甲状腺外科学会（平成十七年十月二十九日設立）が認定したもの）又は内分泌外科専門医（日本内分泌外科学会（昭和六十三年七月二十四日設立）が認定したもの）であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

⑤ 「内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ」（平成二十五年十一月二十二日に日本甲状腺外科学会及び日本内分泌外科学会が合同で設置したもの）が作成する名簿に登録していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科を標榜していること。

② 当直体制が整備されていること。

③ 緊急手術体制が整備されていること。

(削る)

		④二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。	
⑦	⑥ ⑤ ④ ③ ② ①	医療機器保守管理体制が整備されていること。	医療安全委員会が設置されていること。
⑧	⑦	当該療養について五例以上の症例を実施していること。	当該療養について五例以上の症例を実施していること。
がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。	がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。	④ FOLFOX6単独療法における血中5-FU濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の決定	④ FOLFOX6単独療法における血中5-FU濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の決定
医療安全管理委員会が設置されていること。	医療安全管理委員会が設置されていること。	イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
医療機器保守管理体制が整備されていること。	医療機器保守管理体制が整備されていること。	大腸がん（七十歳以上の患者に係るものであつて、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであり、かつステージIVであると診断されたものに限る。）	大腸がん（七十歳以上の患者に係るものであつて、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであり、かつステージIVであると診断されたものに限る。）
医療安全委員会が設置されていること。	医療安全委員会が設置されていること。	口 施設基準	口 施設基準
① 専ら外科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。	① 専ら外科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。	(1) 主として実施する医師に係る基準	(1) 主として実施する医師に係る基準
② がん治療認定医（一般社団法人日本がん治療認定医機構が認定したもの）をいう。以下同じ。）又はがん薬物療法専門医であること。	② がん治療認定医（一般社団法人日本がん治療認定医機構が認定したもの）をいう。以下同じ。）又はがん薬物療法専門医であること。	③ FOLFOX療法について十例以上の症例を実施していること。	③ FOLFOX療法について十例以上の症例を実施していること。
④ 外科又は腫瘍内科を標榜していること。	④ 外科又は腫瘍内科を標榜していること。	⑤ 保険医療機関に係る基準	⑤ 保険医療機関に係る基準
⑥ 薬剤師が配置されていること。	⑥ 薬剤師が配置されていること。	⑦ 臨床検査技師が配置されていること。	⑦ 臨床検査技師が配置されていること。
⑧ 当直体制が整備されていること。	⑧ 当直体制が整備されていること。	⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。	⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。	がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。	医療安全管理委員会が設置されていること。	医療安全管理委員会が設置されていること。

(削る)

こと。

⑨届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑩当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

### 三十五 削除

腹腔鏡下広汎子宮全摘術

子宮頸がん（ステージがⅠA2期、IB1期又はⅡA1期の患者に係るものに限る。）

#### 口 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

専ら産婦人科又は婦人科に従事していること。

産婦人科専門医であること。

当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

腹腔鏡手術について五年以上の経験を有すること。

#### (2) 保険医療機関に係る基準

① 産婦人科又は婦人科、病理診断科及び麻酔科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 病理診断科及び麻酔科において、常勤の医師がそれぞれ一名以上配置されていること。

④ 臨床工学技士が配置されていること。

⑤ 診療放射線技師が配置されていること。

病床を二十床以上有していること。

当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すご



二十六・二十七	(略)	二十八	(2)
		血中TARC濃度の迅速測定	
		対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	
		汎发型の皮疹（皮膚科専門医（公益社団法人日本皮膚科学会が認定したもの）をいう。以下同じ。）が重症又は重症化の可能性があると判断したものであつて、薬疹が疑われるものに限る。）	
①	(1)	口 施設基準	
②	(2)	主として実施する医師に係る基準	
③	(1)	専ら皮膚科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。	
④	(2)	皮膚科専門医であること。	
⑤	(3)	皮膚科を標榜していること。	
⑥	(4)	実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されており、そのうち一名は当該診療科について十年以上の経験をする皮膚科専門医であること。	
⑦	(5)	内科において常勤の医師が配置されていること。	
⑧	(6)	臨床検査技師が配置されていること。	
⑨	(7)	病床を百床以上有していること。	
		当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。	
		当直体制が整備されていること。	
		二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。	
		医療機器保守管理体制が整備されていること。	

四十二

(略)

(9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。  
○

(7) 当直体制が整備されていること。

(6) (5) (4) 臨床検査技師が配置されていること。

(3) 病床を百床以上有していること。

当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

(10) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実

施するときは必ず事前に開催する」と

(11) 医療安全管理委員会が設置されていること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

(削る)	四十六～五十一	(略)
(削る)	五十二～五十六	(略)
(削る)	五十七～六十二	(略)
マルチプレックス遺伝子パネル検査	六十三～六十二	進行再発 固形がん (切)
筋梗塞 (再灌流療法を施行する場合に限る。) 七十重粒子線治療 前立腺がん (遠隔転移しておらず、D, A c o 分類で高リスク群と診断されるものに限る。) 七十一～七十五 (略)	六十九～六十八	六十二 削除 (略)

七十六 陽子線治療 前立腺がん (遠隔転移しておらず、N 類で中リスク群と診断されるものに限る。) 七十七～八十二 (略)	六十三～六十八	六十二 削除 (略)
(新設)	六十三～六十二	六十二 削除 (略)

除が困難で進行性のもの又は術後に再発したものであつて、原発部位が不明なもの又は治療法が存在しないもの、従来の治療法が終しているものの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限る。)